



発行 東京都

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第百八十号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同項第一項及び第二項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

### 規則

106

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（総務局人事部職員支援課）………一
- 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則………（同）………二
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則………（同）………二
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則………（同）………二
- 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則………（同）………二
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉局子供・子育て支援部企画課）………三
- 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則………（中央卸売市場事業部業務課）………三

### 訓令

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正………（総務局人事部制度企画課）………三
- 宿日直手当支給規程の一部改正………（同）………五

### 規則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十三条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十七条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十七条の二に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

する条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第百八十一号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第百八十二号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「一七、八〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三〇、九〇〇円」を「三一、九〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、五〇〇円」に、「三九、四〇〇円」を「四〇、七〇〇円」に、「三五、五〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2 令和七年四月一日からこの規則の施行日の前日までの間に、この規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定により既に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都規則第百八十三号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都規則第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の八」を「百分の十」に改める。

附則第四項の表及び附則第十一項の表中

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の九
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。



「（知事が別に定めるものについては区分十一）」、「又は区分十二」及び「（知事が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表東京都収用委員会事務局の項中「（知事が別に定めるものについては区分十二）」、「又は区分十二」及び「（知事が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表東京都労働委員会事務局の項中「（知事が別に定めるものについては区分十二）」、「又は区分十二」及び「（知事が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表東京都職員共済組合の項中「（知事が別に定めるものについては区分十二）」及び「又は区分十二」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

区分	区分一	区分二	区分三	区分四	区分五	区分六	区分七	区分八	区分九	区分十	給料表特種分類	
											医療費給料表	医療費給料表
四〇〇〇円	七一〇〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
八〇〇〇円	七一〇〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
九〇〇〇円	八一〇〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一〇〇〇円	九一〇〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一一〇〇円	一〇一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一二〇〇円	一一一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一三〇〇円	一二一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一四〇〇円	一三一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一五〇〇円	一四一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一六〇〇円	一五一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一七〇〇円	一六一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一八〇〇円	一七一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
一九〇〇円	一八一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円
二〇〇〇円	一九一〇円	一三七〇〇円	一三九〇〇円	一三九〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円	九六五〇円	一〇一七〇〇円	一〇一七〇〇円

別表第十一(第二条関係)

別表第三(第一)兼関係

医療報酬料表	
医療報酬料表	
医療報酬料表	
行政報酬料表	
行政報酬料表	
区分一	区分二
区分三	区分四
区分五	区分六
区分七	区分八
区分九	区分十

## 附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

## ●東京都訓令第五十二号

府 中 一 般  
事 業 所

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都知事 小池百合子

第一条の表中「六、一〇〇円」を「六、一一〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

## 附 則

1 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

2 令和七年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一一代号 京新宿二丁目八番一號 都

郵便番号 163-8001

定価一本号  
一箇月 六、六〇〇円 三〇円  
(郵送料を含む。)印刷所電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号 勝美印株式会社  
○三(三八一二)五一〇一(代号社)

郵便番号 113-0001



FSC

ミックス

紙

FSC® C006270

リサイクル適性 A

このマークは、再生紙のマーク

リサイクルマーク